
【特集】「自立支援」の現在（1）

特集にあたって

堅田 香緒里

社会福祉基礎構造改革において「これからの社会福祉の目的」は「自立を支援すること」であると明確化されたことを受け、2000年に社会福祉法が改正されると、以降、福祉の広範な領域において「自立支援」を掲げた施策・事業が急速に展開・拡大していく——具体的には、若年者自立支援プログラム、ホームレス自立支援法、障害者自立支援法、母子世帯の自立支援策等、枚挙に暇がない。こうして「自立支援」が制度化されていく過程で、「自立」はその意味を多様化させていく。「自立」はもはや「経済自立（就労自立）」のみならず、「日常生活自立」や「社会生活自立」としても理解され得るようになり、「自立支援」のあり様もまた多様化していく。しかし、どれだけ「多様化」しようとも、「自立支援」においては、常になんらかの望ましい市民像、「よき市民」像が志向されるものである。

本特集は、社会福祉法改正から20年が経過した地点において、様々な領域に浸透してきた「自立支援」の展開を跡付け、「自立支援」の現在を理解するとともに、それが想定する「よき市民」の道徳性を問い直し、かつ一連の「自立支援」政策のもつ政策的含意を探ってみようという目的で企画されたものである。本号753号（2021年7月）および757号（2021年11月号）の2回に分けて掲載する。以下、本特集を構成する6本の論考の概要について順に紹介しよう。

第一に、岡部論文「若者を食べ吐きする『若者自立支援政策』」は、若者支援領域における「自立支援政策」が若者にもたらす影響を明らかにしようとするものである。2000年代以降の日本の若者支援政策は、一貫して「自立支援」として展開されてきた。そこで「若者問題」は主に「学校から仕事へ」の「移行」の問題として議論されてきたが、これに対して岡部は、実際に若者に経験されている問題はむしろ「生活」の不安定さであることを指摘する。そのうえで、就労支援や相談支援といった事業を取り上げ、これらが進めてきた「ネットワーク化」と「アウトリーチ」によって、一方で「間口」は広がり相談窓口機能は拡大したこと、しかし他方で、「生活」の安定を得る手段は限定されており、若者の不安定な生活は改善されないままであることを論じる。岡部は、こうした現状分析を踏まえ、ジョック・ヤングの「過食症社会」の議論を援用し、一連の若者自立支援政策が、若者を支援対象として「呑み込む」ものの、生活の安定をもたらすことなく「吐き出す」装置になっていること、さらにその過程で問題の責任が若者自身に帰されるしくみになっていることを論じる。そのうえで、こうした状況を打破するために鍵となるのは、生活基盤の保障であることが指摘される（2021年7月号）。

第二に、阿比留論文「学習支援を通じた子どもの『自立』支援がもたらす管理の全面化」では、

「子どもの自立支援」と「子どもの貧困」解消を目的に採用されてきた一連の「学習支援」政策がもち得る政策的含意が検討される。そこでは、費用対効果の観点から正当化されてきた「学習支援」を中心とする「子どもの貧困対策」は、実際には貧困を解消しないばかりか生存権保障をめぐる状況に分断をもたらし得ることが指摘される。同時に、「現場の声」を反映して「柔軟に」運用される「学習支援」が、子どもに対するソフトな管理を全方位にはりめぐらせる危険性をもつこと、さらに、子どもの学習権保障を装った「学習支援」が、実際には保護者への介入手段としても用いられ、管理の強化に貢献してしまいかねない、という「やっかいさ」についても論じられる(2021年7月号)。

第三に、桜井論文「生活保護における自立支援と統治——インセンティブ、コンディショナリティ、産福複合体(貧困-産業複合体)」は、生活保護の自立支援政策にみられる近年の統治テクノロジーを素描しようという試みである。生活保護におけるコンディショナリティおよび厳罰化のより一層の強化と、それが一方ではストリートレベルの官僚であるケースワーカーの自律性を喪失させるような全制的官僚制を強化していること、そして他方では事業の外部化・民営化を進展させ、貧困-産業複合体を生じさせていることが、そうした動きが最も先鋭的に現われている大阪市と千葉市の事例分析を基に論じられる。そのうえで、「合理性」の名の下に進められるこうした政策的動向が、実際にはまったく合理的なものではないことが明らかにされる(2021年7月号)。

第四に、関水論文「社会政策パラダイムの変化とひきこもり支援施策・当事者活動」では、田中拓道(田中2016a;2016b)が提示する社会政策パラダイム——社会的投資パラダイム、承認パラダイム——の議論を検討し、それぞれのパラダイムの課題を抽出する。すなわち、社会的投資パラダイムでは、市場交換以外の社会関係のあり様が捨象され得ること、それゆえ市場社会に適合的でない主体は否定的に扱われること、他方、承認パラダイムでは、マジョリティ社会へのラディカルな批判が不可視化され得ることが論じられる。そのうえで関水は、これら2つのパラダイムにおいては可視化されづらかったエイブリズムや家族主義に対する批判を、ひきこもり当事者・経験者の活動や発信から抽出し、そこに、市場化する社会で「できなさ」を抱え込まれている人たちの要求を政策に結びつけていくための可能性を見いだす(2021年11月号)。

第五に、深田論文「野性の喪失——障害者福祉と障害者運動の現在」は、現代の障害者福祉政策における「自立」と、障害者運動が追求してきた〈自立〉とを区別し、後者の視点から前者を批判的に検討するものである。深田は、障害者福祉政策の「理念」の変遷を辿りながら、それが「更生」から「自立」へ、そして「共生」へと変容する中でも、制度政策を貫く隠れたポリシー(hidden policy)は「社会経済活動に参加(参加)すること」のままであることを見いだす。一方、障害者運動における〈自立〉とは、より唯物的で、家族や施設の元を離れて物理的に「ひとり暮らし」することを指している。しかし、障害者福祉サービスの利用現状を概観するに、事業者の数や費用は大幅に拡大しているものの、その多くは生活介護や就労継続支援B型のような日中活動系のものであり、そこから、サービスと家族介護の組み合わせによる日常生活・社会生活の一般化が進行し、「ひとり暮らし」の〈自立〉はむしろ後退していることが論じられる。そこでは、サービスの利用者/消費者としての「自立」が前景化するが、〈自立〉に伴う「野性の感覚」が失われてしまう。これに対し深田はむしろ、より唯物的な「ひとり暮らし」という生活様式から思考を深め

ていくことの意義を論じている（2021年11月号）。

第六に、堅田論文「ネオリベラルな福祉再編と女性の『自立支援』をめぐる一考察——婦人保護事業『見直し』の議論をめぐる」は、1956年に成立した売春防止法を根拠法とする婦人保護事業に光を当てる。同事業は、単身女性を対象とする日本で唯一の社会福祉事業であり、様々な制度上の課題を内包しながらも70年近く大幅な変更が加えられることのないまま、「制度の狭間」にある様々な女性たちのラスト・セーフティネットとしてその生を支えてきたが、近年、その「抜本的見直し」が検討されている。本論考では、そうした一連の政策的動向が、一方では、婦人保護事業の実践に関わってきた支援者によるロビイングの成果として、そして他方では与党を中心とした「女性活躍政策」の一環として位置付けられていることが論じられる。「要保護女子」の「保護更生」が、「困難な問題を抱える女性」の「自立支援」へ読み替えられていく過程で、何が「移植」され、何が「捨象」されようとしているのか、その政策的含意が明らかにされる（2021年11月号）。

以上、様々な領域において、様々な展開してきた「自立支援」政策のあり様を明らかにするために、若者領域、子ども領域、ひきこもり領域、貧困領域、女性領域、障害領域の6つの領域における「自立支援」を取り上げ、それぞれの領域で「自立支援」について検討してきた論者らに、「自立支援」の現在を論じてもらった。これら一連の作業を通して、複数の領域にまたがって展開してきた種々の「自立支援」政策の「交差」を探る作業の一助になれば幸いである。

（かただ・かおり 法政大学社会学部准教授）